特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動 法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公 告する。

令和元年10月8日

静岡県知事 川勝平太

- 1 申請のあった年月日 令和元年9月25日
- 2 申請にかかる特定非営利活動法人について
  - (1) 名称 特定非営利活動法人あしたば富士
  - (2) 代表者の氏名山下 一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地

(変更前)

静岡県富士宮市富士見ヶ丘27番地

(変更後)

静岡県富士宮市東町14番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住みよいまちづくりを目指して、相互扶助の精神で、高齢者、障害者の自立支援、誰もが利用しやすい、自主的な、福祉サービス活動を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。